

資料 1

評 価 項 目 及 び 評 価 点 配 分

豊中市上下水道局庁舎保安警備及び機械設備運転管理等業務の委託契約に係る
総合評価一般競争入札(簡易型)

令和3年10月19日 豊中市上下水道局

豊中市上下水道局 総合評価一般競争入札(令和3年10月19日公告)評価項目、評価点の配分

評価項目		評価点		評価内容		提出書類	加点方式	履行確認(企画提案内容の担保)方法等
分類	細分類	総点	個別点	項目	詳細			
1 価格評価		250	250	①契約の内容に適した履行及び公正な取引の秩序を確保する観点から、低入札基準価格を設定する。	<p>価格評価点は、予定価格以下の金額で入札を行った者に対して、次に規定する方法で算出する。</p> <p>①低入札基準価格と同額で入札を行った者の価格評価点は、最高点(250点)とする。</p> <p>②予定価格を超える金額で入札を行った者は、失格とする。</p> <p>③低入札基準価格を超える金額で入札を行った者の価格評価点は、低入札基準価格を当該入札金額で除して補正率を算出(小数点3位未満切捨)し、価格評価点の最高点(250点)に当該補正率を乗じて価格評価点を算出(小数点未満切捨)する。</p> <p>④低入札基準価格に満たない金額で入札を行った者の価格評価点は、当該入札金額を低入札基準価格で除して補正率を算出(小数点3位未満切捨)し、価格評価点の最高点(250点)に当該補正率を乗じて価格評価点を算出(小数点未満切捨)する。</p>	入札書 入札金額内訳書 (局指定用紙)	左記の評価内容の詳細による	
2 業務体制評価		110	30	①研修制度等の設置	① 過去1年間の研修実施の有無及び研修内容を評価する。	①研修実施報告書(様式1)	①過去1年間(令和2年4月1日から令和3年3月31日までに実施した研修)の研修実施報告書(様式1)に基づく実施状況及び研修内容を総合的に評価する。(ただし、警備業法に基づく法定研修は評価の対象としないが、様式1に基づき報告を求める。)<20点>	①研修実施報告書(様式1)及び当該研修の受講修了証と研修レジュメ等により確認を行う。 ②研修実施計画書(様式2-1)により確認を行う。 ③研修実施計画は仕様書に規定されたものと見做し、研修実施後は研修実施報告書、受講修了証及び研修レジュメ等により確認を行う。 ※警備、管理者向上、個人情報保護、その他研修(人権・安全管理・環境衛生等)に関する研修を評価する。 ※②の人権研修には平成28年4月1日施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の理解に関する研修も含まれる。
				②契約期間中の適正な履行を確保するための研修計画の有無及び研修内容を評価する。	② 契約期間中の適正な履行を確保するための研修計画の有無及び研修内容を評価する。	②研修実施計画書(様式2-1)	②契約期間中の適正な履行を確保するための、研修実施予定状況及び研修内容を研修実施計画書(様式2-1)に基づき総合的に評価する。(ただし、警備業法に基づく法定研修は評価の対象としないが、様式2-1に基づき報告を求める。)<10点>	
			10	①過去における業務実績	① 過去3年間の機械設備運転管理業務及び施設警備業務を含む業務委託契約の実績を評価する。	①委託業務履行実績証明書(様式2-2)	①過去3年間(平成30年4月1日から令和3年3月31日までに履行が完了した機械設備運転管理及び施設警備業務を含む業務委託契約の実績を評価する。)<10点> ア、金額実績(施設警備業務を主とする1契約当りの税込金額) 1) 2,600万円以上 → 5点 2) 2,000万円以上 → 2点 イ、件数実績(2,000万円以上) 1) 3件以上 → 5点 2) 2件 → 2点 3) 1件 → 1点	①発注者が発行した委託業務履行実績証明書により確認を行う。
			30	①適正な履行を確保するための業務体制	①当該施設の仕様に基づく、施設警備業務及びその他の委託業務に係る業務実施計画表を作成し、それらの作業計画を実施するための業務体制(配置予定業務責任者等の資格・経験及び作業員の配置計画)の内容を評価する。	①-1「業務実施体制図」(任意様式) ①-2「業務実施計画表」(任意様式) ①-3「配置予定業務責任者等の資格・経験」(様式3) ①-4「業務従事者配置計画書」(任意様式)	①本業務の業務実施体制図及び当該施設の仕様、業務実施計画表に基づき、それらを実施するための業務体制(「配置予定業務責任者等の資格・経験」及び「業務従事者配置計画書」)の内容 ①-3 配置予定業務責任者等の資格・経験の内容を評価する。<15点> ①-4 業務従事者配置計画書の内容を評価する。<10点>	①各業務ごとの仕様及び業務実施計画表に基づき、「配置予定業務責任者等の資格・経験」、「業務従事者配置計画書」より確認を行い、契約期間中は、日常の履行検査により確認を行う。
		10	②既雇用者に対する継続雇用	① 既に雇用されている従事者(本業務で評価対象となった新規雇用予定者以外の者をいう。本項目において「既雇用者」という。)に対する継続雇用促進に対する提案を評価する。	① 既雇用者の継続雇用促進に関する提案書(様式4)	①既雇用者に対する継続雇用の意思を評価する。<10点> ・詳細については、「既雇用者の継続雇用促進に関する提案書」(様式4)を参照のこと。	提案のあった内容は、必要に応じて、労働条件通知書等雇用契約がわかる書類で確認を行うとともに、市の関係部局によりヒヤリングを行う。	
		30	②自主検査体制	①自主検査体制規定の整備状況を評価する。 ②当該業務における自主検査計画を評価する。	①自主検査体制規定等(任意様式) ②当該業務における自主検査計画書(任意様式)	①自主検査体制の規定の有無及び内容<15点> ②本業務における自主検査計画書の有無及び内容<15点>	①自主検査体制の規定は仕様書に規定されたものと見做す。 ②自主検査計画に関する企画提案の内容は仕様書に規定されたものと見做し、所定の時期に自主検査報告を書面で求める。また、必要の都度、自主検査結果に伴う改善指示及び改善結果について書面で報告を求め、企画提案のあった自主検査体制が機能しているかを確認する。	

豊中市上下水道局 総合評価一般競争入札(令和3年10月19日公告)評価項目、評価点の配分

評価項目		評価点		評価内容		提出書類	加点方式	履行確認(企画提案内容の担保)方法等
分類	細分類	総点	個別点	項目	詳細			
3 公共性へ施策反映▽評価	(1)福祉への配慮	90	28	①障害者に対する就労支援事業への取組み	①職場体験実習等への受入、指定施設等への業務発注など、障害者の就労支援の取組みにかかる企画内容に応じて評価する。	①障害者に対する就労支援の取組み企画書(様式5)	①絶対評価<10点> →職場体験実習等に参加する障害者予定数1人に対して2点で評価 →職場体験実習等は、5日間以上の期間で1つの事業と見なす。 ②相対評価<7点> →就労支援の取組み内容(職場体験実習)の具体性及び実現性に応じて評価する。 →就労支援の取組みの対象を提示し、考え方、事業の内容等を記載する。 ③相対評価<7点> →就労支援の取組みの実施体制に関する提案に応じて評価する。 →就労支援事業の実施体制(社内体制、外部機関との連携等)について記載する。 ④絶対評価<4点> 指定施設等への業務発注予定金額に応じて評価	・障害者に対する就労支援の取組み企画書(様式5)により確認(必要に応じ市のヒヤリング結果を含め)を行う。 ・障害者に対する就労支援の取組み内容は、本業務の履行開始日から6か月以内に市担当課及び支援機関等と協議して完全実施するものとして、仕様書に規定されたものと見做す。 ・当該の取組みにおいて、実施前後に参加者名簿等を速やかに届け出なければならない。 ・本業務の履行開始日以降に提案内容の実施に支障が生じた際は、本市から予定どおり対案内容を満たすよう口頭又は書面により改善勧告を行うものとし、改善が見られない場合は、契約の解除を行うことがある。
			30	②就労困難者の新規雇用	①就労困難者の新規雇用予定者(現場就業は問わない)数に応じて評価する。	①就労困難者新規雇用予定者数報告書(様式6-1) ②就労支援機関等との協議報告書(様式7-1)	①新規雇用予定者数に応じて評価(現場就業を問わない。) <30点> →雇用予定者数の算出は、1週あたりの労働時間が30時間以上(常用雇用)で1名(1週あたり30時間を超える部分の端数時間は切り捨てる)とする。 →1週あたりの労働時間が20時間未満の雇用予定者については、換算の対象としなが、1週あたりの労働時間が、20時間以上30時間未満の雇用予定者(以下「短時間労働者」という。)については、複数名を30時間に換算(換算の結果、30時間未満の端数時間は切り捨てる)して人数を算出する。 →[1名で5点とする。] →[豊中市に居住する就労困難者の雇用予定者については、雇用予定者1名につき5点を加算する。また、短時間労働者については、豊中市に居住する複数名の短時間労働者の労働時間数を30時間に換算(換算の結果、30時間未満の端数時間は切り捨てる)して4点を加算する。]	・就労困難者新規雇用予定者数報告書(様式6-1)により確認(必要に応じ市のヒヤリング結果を含め)を行う。 ・就労困難者の新規雇用で提案を受けた雇用予定者数等の内容は、令和4年4月1日までに完全実施するものとして、仕様書に規定されたものと見做す。 ・本業務の履行開始日以降に新規雇用予定者数等の提案内容に満たない場合が生じた際は、上下水道局から予定どおり雇用予定者数等の提案内容を満たす旨を書面により明示し改善勧告を行うものとし、改善が見られない場合は、契約の解除等を行うことがある。
			12	③就労困難者の就労支援事業の取組み	①就労困難者の雇用を実現するための支援体制について提案内容を評価する。	就労困難者就業支援企画書(様式7-2) 就労困難者就業支援実施報告書(様式7-3)	以下の就労困難者について、対象者別に提案内容を項目ごとに加点する。 <上限12点> 中高年者 2点 ひとり親家庭の親 1点 難病患者、がん患者 1点 若年者 1点 外国人 1点 LGBT(性的少数者) 1点 刑余者 1点 その他配慮が必要な就労困難者 1点 以下の項目への登録の有無 協力雇用主会への登録 2点 認定就労訓練施設への登録 2点 ユースエール認定 2点	・就労困難者就業支援企画書(様式7-2)により、具体的な支援内容の確認(必要に応じ市のヒヤリング結果を含め)を行う。 ・就労支援の取組み内容は、本業務の履行開始日から6か月以内に市担当課及び支援機関等と協議して体制を整備することで、仕様書に規定されたものと見做す。 ・支援体制等導入後は就労困難者就業支援実施報告書(様式7-3)により報告を求め確認を行う。 ・就労困難者就業支援実施報告書(様式7-3)は、契約履行期間初日から1年以内に報告して下さい。
			20	④障害者の雇用率	①常用雇用労働者数が、43.5人以上の事業者 障害者雇用状況報告書(公共職業安定所)にて、「平成30年から令和2年までの各6月1日現在」における障害者雇用率の3年間の平均値(小数点2位未満四捨五入)を評価する。 ②常用雇用労働者数が43.5人未満の事業者 障害者雇用状況報告書(様式6-1-1)にて「平成30年から令和2年までの各6月1日現在」における障害者雇用率の3年間の平均値(小数点2位未満四捨五入)を評価する。 ※雇用率が2.15%の場合は、評価は2点とする。 2.15%未満の場合は0点とする。	①障害者雇用状況報告書(公共職業安定所)(平成30年から令和2年の3か年分) ②障害者雇用状況報告書(様式6-1-1)(平成30年から令和2年の3か年分) 右記の※の注意事項を参照のこと	①②障害者雇用の実績を評価する観点から、雇用率は未達成であるが令和2年障害者雇用状況集計結果(厚生労働省調べ)における実雇用率2.15%以上(小数点2位未満四捨五入)を配対象に加え、障害者雇用の実態を評価する。 <20点> ※障害者雇用状況報告書が未提出の場合における当該年の障害者雇用率は0%と見なす。 ※平均雇用率が2.15%以上2.30%未満の場合は、評価は2点とする。2.15%未満の場合は0点とする。 ※法定雇用率2.30%の場合は評価は10点とする。 ※2.30%超は0.5%増加ごとに1点加算し、7.30%以上は20点とする。 ※法定雇用率が障害者雇用の指標となっていることから、雇用者数は加対象としない。	・障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第8条で規定する「障害者雇用状況報告書(平成30年から令和2年までの各6月1日現在のもの、所管する公共職業安定所の受付印があるものに限る)」により確認。 ・障害者雇用状況報告書(様式6-1-1)(平成30年から令和2年までの各6月1日現在のもの)により確認。 ・評価時のみの確認のため、特に担保は不要。

豊中市上下水道局 総合評価一般競争入札(令和3年10月19日公告)評価項目、評価点の配分

評価項目	評価点	評価内容		提出書類	加点方式	履行確認(企画提案内容の担保)方法等
		項目	詳細			
(2) 両性への配慮	30	15	①女性の活躍推進への取組み 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、「一般事業主行動計画」の策定または認定を評価する。	①男女共同参画への配慮(様式8) ①-1 厚生労働大臣(労働局)に届出した書類で、受付印が押してあるものの写し、または基準適合一般事業主認定通知書の写し	下記の取組みを行って加算する<15点> ・常時雇用する労働者数が301人以上の企業 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第9条の規定に基づく認定(えらぼし認定)を受けている。 ・常時雇用する労働者数が300人以下の企業 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第8条の規定に基づき、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働大臣(労働局)にその旨を届け出ている。	・提出された書面または写しで確認する。 ・評価時のみの確認のため、特に担保は不要。
		15	②仕事と子育ての両立への取組み 次世代育成支援対策推進法に基づき、従業員の仕事と子育てに関する「一般事業主行動計画」の策定または認定を評価する。	①男女共同参画への配慮(様式8) ①-1 厚生労働大臣(労働局)に届出した書類で、受付印が押してあるものの写しまたは基準適合一般事業主認定通知書の写し	下記の取組みを行って加算する<15点> ・常時雇用する労働者数が101人以上の企業 「次世代育成支援対策推進法」第13条の規定に基づく認定(くろみんマークの認定)を受けている。 ・常時雇用する労働者数が100人以下の企業 「次世代育成支援対策推進法」第12条の規定に基づき、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働大臣(労働局)にその旨を届け出ている。	・提出された書面または写しで確認する。 ・評価時のみの確認のため、特に担保は不要。
(3) 環境への配慮	10	5	①省エネルギー化の取組み (評価項目) 1.電気、都市ガス等のエネルギー使用量を原油使用量に換算した原油換算量で評価。 2.再生可能エネルギー導入の推進	①-1: エネルギー使用調査票(様式9) ・前年度(令和2年4月1日から令和3年3月31日)の年間使用量の合計値をそれぞれ記入すること。 ①-1: 様式9の記載内容の事実が確認できる資料 ①-2: 電力事業者との契約書写し、ZEBの認証を証明するものの写し、自家発電機器の設置を証明するもの、企業グループの電力調達のスキーム図	①-1: 下記の加点方法により加算する。 <2点> ・原単位(1㎡あたりの原油換算量)が低い入札参加者を評価 <加点方法> 加算=満点(2点)×{(入札参加者の提出最小原単位)/(入札参加者の提出原単位)} 加算: 小数点第1位を四捨五入する。 入札参加者の提出最小原単位: 小数点第5位を四捨五入する。 入札参加者の提出原単位: 小数点第5位を四捨五入する。 ①-2: 下記の取組みを行って加算する。 <最大3点> ・「ZEB、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Oriented」のいずれかの認定を受けている建築物を自社で所有している: 1点 ・再生可能エネルギー比率の高い電力事業者との契約: 1点 ・自家発電システム等の設置: 1点 ・企業グループ間での電力調達: 1点	①-1 ・延床面積が確認できる資料で確認を行う。 ・エネルギー供給業者(関西電力、大阪ガス等)発行の検針票等に示される使用量で確認を行う。 ・評価時のみの確認のため、特に担保は不要。
		5	②事業者の環境配慮にかかる率先行動の評価 (評価項目) 1.グリーン購入やグリーン契約による物品や役務の調達 2.事業者内部の環境配慮にかかる取組みの実施(分別の徹底、プラスチックごみの削減、プラスチック代替素材・バイオマス素材の活用など) 3.電気自動車・燃料電池自動車など次世代自動車の導入	②-1: 社内指針や通達文書など写し ②-2: 社内指針や通達文書、社内報(取組みを周知・啓発しているもの)など写し ②-3: 車両購入契約書、車両リース契約書、車検証の写し、	下記の取組みを行って加算する。 <5点> ・社内指針や通達文書、社内報等において、グリーン購入やグリーン契約、ごみの分別や削減に関する呼びかけを行っている。 <2点> ・次世代自動車の導入台数が1台または2台 <1点> ・次世代自動車の導入台数が3台または4台 <2点> ・次世代自動車の導入台数が5台以上 <3点>	・評価時のみの確認のため、特に担保は不要。
(4) 災害時の業務体制	10	10	①災害時における業務の執行体制 ①-1 災害時等に契約業務を適正に執行するための交通手段や人員確保等の社内体制、災害時の事業継続計画(BCP)等緊急時の対応マニュアル策定状況やその内容を評価する。 ①-2 社屋や営業所の耐震性、災害時の帰宅困難者を留め置くための場所の確保や物資の備蓄など、防災・減災に取り組んでいる事項を評価する。	①-1 災害時等の業務執行体制提案書(様式10) ①-2 防災・減災に関する取り組み事項報告書(様式11)	①-1 災害時、又は公共交通機関が停止した場合等において、契約業務を適正に執行するため、交通手段の確保や代替人員の確保等、緊急時に業務を適正に執行するための社内体制の整備状況、災害時における事業継続計画(BCP)等緊急時の対応マニュアルの策定状況やその内容を評価する。 <5点> ①-2 事業者として、災害時に社会的責任を果たせるよう準備をしているか、また、その内容を評価する。 <5点>	①-1 報告書の内容に基づき、災害時に業務を適正に執行するための社内体制が確保されているか、その有効性・実現性を確認するため事業継続計画(BCP)等の策定状況を確認するとともに根拠資料の提出を求める。また、必要に応じて市のヒヤリングを行う。 ①-2 報告書の内容に基づき、防災・減災に取り組んでいる内容を確認する。また、必要に応じて市のヒヤリングを行う。
4 過去3年以内の処分歴等	減点評価	-20	①入札参加停止又は入札参加除外措置の有無 公告日から過去3年以内に本市又は他行政省庁(国を含む。)から入札参加停止又は入札参加除外措置を受けたことがある場合に、減点評価する。	①入札参加停止措置等状況調査(様式12) ②過去の処分歴等報告書(措置の内容、期間及び終期がわかる書類)	対象期間: 公告日から過去3年以内(平成30年10月20日から令和3年10月19日まで) 対象となる処分: 入札参加停止又は入札参加除外措置(以下「参加停止等」)を受けたことがある。(20点減点) ※参加停止等の期間の終期が1年以上前の場合は、当該算定結果に0.5を乗ずる。 ※参加停止等を受けていない場合…配点×0% ※参加停止等の期間が6カ月未満の場合…配点×50% ※参加停止等の期間が6カ月以上の場合…配点×100%	・提出された書面などで確認する。 ・評価時のみの確認のため、特に担保は不要。
		-25	②契約解除の有無 公告日から過去3年以内に本市から契約解除を受けたことがある場合に、減点評価する	①入札参加停止措置等状況調査(様式12) ②過去の処分歴等報告書(措置の内容、期間及び終期がわかる書類) ③契約解除通知書の写し	対象期間: 公告日から過去3年以内(平成30年10月20日から令和3年10月19日まで) 対象となる処分: 本市から契約解除を受けたことがある。(25点減点) ※契約解除日が1年以上前の場合は、当該算定結果に0.5を乗ずる。 ※過去の履行契約において契約解除を受けたことがある場合・・・配点×100%	・提出された書面などで確認する。 ・評価時のみの確認のため、特に担保は不要。
		-5	③書面での警告の有無 公告日から過去3年以内に本市から不正又は不誠実な行為等を理由として、豊中市入札参加停止基準第8条の規定による書面での警告を受けたことがある場合に、減点評価する。	①入札参加停止措置等状況調査(様式12) ②過去の処分歴等報告書(措置の内容、期間及び終期がわかる書類) ③書面による警告の写し	対象期間: 公告日から過去3年以内(平成30年10月20日から令和3年10月19日まで) 対象となる処分: 過去の履行契約において不正又は不誠実な行為等を理由に文書により警告を受けたことがある場合・・・配点×50%×件数 ※文書による警告を受けた日が1年以上前の場合は、当該算定結果に0.5を乗ずる。	・提出された書面などで確認する。 ・評価時のみの確認のため、特に担保は不要。
合計	500	500				

(評価点に差がない場合の落札候補者の決定方法)

*総合評価の結果、評価点に差がなく二者以上の者が落札者決定基準に該当する場合は、くじ引きにより落札候補者を決定する。